

第7章 学校防災計画に関する規定

学校防災については、沖縄県立高等学校管理規則（平成12年3月28日教育委員会規則第7号、第83条、第84条、第85条、第86条、下記に記す）によるほか、次に定めることとする。

沖縄県立高等学校管理規則

（防火管理者）

第83条 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、学校の防火管理者を定めて所轄の消防長又は消防署長に届け出るとともに、防火管理者指定報告書（第2号様式）により、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、毎年度始めに学校の防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

（非常持出）

第84条 校長は、学校の重要な物品、文書、教育記録に関するもの等について、非常持出目録を作成し、搬出すべき文書、物品等には、あらかじめ標識を付しておかなければならない。

（火気取締責任者）

第85条 校長は、各教室その他の室ごとに火気取締責任者を置き、常に火災予防及び火気取締に当たらせる等防火管理上必要な業務を行う。

（非常変災の措置）

第86条 校長は、台風その他の非常変災が発生し、又は発生のおそれがあるときは、その状況に応じて人命の安全と施設、設備の保全を図るため、適当な措置を講じなければならない。

（目的）

第147条 本校施設設備の安全管理と警備及び防災に関する徹底を期し、非常処理、異常事態における人的物的被害の軽減を図ることを目的とする。

（防災計画）

第148条 防火管理者は、学校の防火防災計画を立案し、防火設備、防火訓練等の推進にあたること。

（火元責任者）

第149条 火元責任者は、担当室の「火の用心」に責任を持ち、火災予防に万全を期すこと。

（火気取扱者）

第150条 火気取扱者は、使用後責任をもって火を始末すること。

（警備員）

第151条 警備員は防火の重要性を自覚し、常に火気に対する注意と警戒を忘れず、特に火気取扱者より連絡を受けた場所に留意し、警備にあたるとともに速やかに防災管理者へ連絡すること。

（防火訓練）

第152条 防火訓練は定期的に実施する。訓練に際しては、宮古島市消防本部の協力を求めることもある。

（安全点検）

第153条 電気設備、ガス設備、かまど、ボイラー、煙突、焼却場等、発火するおそれのある場所並びに防火設備の点検を随時おこない、安全点検につとめ、年1回は専門家に依頼する。

（教室の管理）

第154条 各室の鍵は各1個を所定の場所に保管し、非常事態に備える。

（職員の動向）

第155条 学校若しくは学校付近に火災発生の場合は、学校職員は直ちに参集し事態に即応した統制ある行動をする。

（防火防災の組織）

第156条 防火防災における組織を予め決めておくこと。

- (1) 平常時における防火防災体制（予防管理体制）
- (2) 各室の火元取締責任者
- (3) 非常時における防火防災体制（各班の主な役割も定める）

①連絡通報班

- ア 状況判断によって直ちに宮古広域消防署の出動を求め、放送、電話連絡等により、職員、生徒を速やかに集合させる。
- イ 職員の連絡網を確立し、有事の際に備える。
- ウ 状況をたえず本部に連絡する。

②消火班

- ア 災害の状況判断によって、直ちに消火活動をする。
- イ 消火器の位置を定め、常時整備する。
- ウ 防火用具等の所在を確認し整備する。

③非常持ち出し班

- ア 「非常持ち出し目録」を作成し、「非常持ち出し」を朱書きする。
- イ 非常持ち出しの優先順位を定め、常にその所在を確認しておく。
- ウ 有事に際しては割り当てクラスを必要に応じて動員し、非常持ち出しに当たる。
- エ 持ち出しの際は置場を指定し、警備班に連絡する。

④救護班

- ア 救護班の位置を決め、各班に連絡する。
- イ 負傷者がでた時は、直ちに救護活動をする。
- ウ 状況判断によって必要に応じ、校医、保健所等の応援を求める。

⑤警備班

- ア 学校敷地及びその周辺を警備する。
- イ 非常持ち出し班と連絡をとり、持ち出された物品を警備する。
- ウ 警備中異状を認めた時は直ちに適切な処置をとり、本部に連絡する。

⑥待避班

- ア 動員された生徒以外の生徒を待避させる。
- イ 予め待避場所を決め、迅速に誘導する。
- ウ 状況連絡等によっては必要に応じ、各班に応援隊を要求する。
- エ 実習助手（男）は、速やかに車両等を待避させる。

⑦運水(砂)班

- ア 消火班と緊密な連絡をとり、消火班の要求に応じて運水(砂)する。
- イ 運水(砂)用具の所在を確認しておく。
- ウ 用具を整備する。

(4) 夜間又は休日等における防火防災体制

- ①警備員又は警備会社は、適切な行動をとり、物的被害を最小限度にくい止めるよう最善の努力をする。
- ②連絡を受けた本部職員は直ちに集合し、適切な状況判断のもとに、逐次集合する職員、生徒に適切な連絡を発して迅速に活動を開始する。
- ③本部より発せられる指令は、その時の状況判断によってなされる。

④台風前後の対策や整理も上表に準ずるが、対策や整理活動指令は本部で適切に発する。

⑤農作物や家畜等についての台風前後対策については、農場長を中心に農場部職員間で話し合い、職員生徒の協力を得て万全を期すものとする。

附則 この規程は、令和5年8月31日から施行する。